

参考資料

～週休 2 日推進工事～

静岡県



～ 目次 ～

完全週休 2 日（土日） 1

月単位の週休 2 日 4

（港湾工事） 4 週 8 休 8

Q&A 10

完全週休2日（土日）の実施方針

完全週休2日（土日）・・・対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態
 ※日曜日始まり土曜日終わりの7日間を1週間とする。

■現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、**現場事務所で事務作業も含めて**1日を通して現場事務所が閉所された状態

■対象期間

工事開始日から工事完了日の内、非対象期間を除いた期間

■非対象期間

準備・後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間。
 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

■休工対象日

「**土曜日・日曜日**」を基本とする。
 ただし、予め、これに変わる定休日を設定してもよい。（受発注者間の事前協議による。）
 天候不良による休工日は、休工日数に含む。

完全週休2日（土日）の達成報告・確認（参考例）

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2		

対象期間(終)

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日
- : 対象期間の内、天候不良による休工日

週単位	対象日数	休工対象日数	現場閉所実施日数	達成状況
工事開始日（準備期間を除く）				
●/1 ~ ●/6	6	1	1	○
●/7 ~ ●/12	7	2	2	○
●/14 ~ ●/20	7	2	3	○
●/21 ~ ●/27	7	2	2	○
●/28 ~ ▲/2	5	1	1	○
工事完了日（後片付け期間を除く）				
計	32	8	9	○

休工対象日数 = 8日 ≤ 現場閉所実施日数 = 9日

完全週休2日（土日）の考え方

①対象期間の間に対象外期間がある場合

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2		

対象期間(終)

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日
- : 対象期間の内、天候不良による休工日
- : 対象外期間

週単位	対象日数	休工対象日数	現場閉所実施日数	達成状況
工事開始日（準備期間を除く）				
●/1 ~ ●/6	6	1	1	○
●/7 ~ ●/12	7	2	2	○
●/14 ~ ●/20	5	1	2	○
●/21 ~ ●/27	4	1	1	○
●/28 ~ ▲/2	5	1	1	○
工事完了日（後片付け期間を除く）				
計	27	6	7	○

対象外期間は、対象日数及び休工対象日数に含まない

②土日休みの振替（例：対象期間内における休工日を土曜から金曜に変更）

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2		

対象期間(終)

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日
- : 対象期間の内、天候不良による休工日

週単位	対象日数	休工対象日数	現場閉所実施日数	達成状況
工事開始日（準備期間を除く）				
●/1 ~ ●/6	6	1	1	○
●/7 ~ ●/12	7	2	2	○
●/14 ~ ●/20	7	2	3	○
●/21 ~ ●/27	7	2	2	○
●/28 ~ ▲/2	5	1	1	○
工事完了日（後片付け期間を除く）				
計	32	8	9	○

受注者の責によらず土日に施行を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を設定する。

（事前に受発注者間で協議すること）

完全週休2日（土日）の考え方

③ 土日休みの振替（例：1日単位で休工日を土曜から翌週の月曜に変更）

●月						
日	月	火	水	木	金	土
対象期間(始)	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2		

対象期間(終)

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日
- : 対象期間の内、天候不良による休工日

週単位	対象日数	休工対象日数	現場閉所実施日数	達成状況
工事開始日（準備期間を除く）				
●/1 ~ ●/6	6	1	1	○
●/7 ~ ●/12	7	2	2	○
●/14 ~ ●/20	7	2	3	○
●/21 ~ ●/27	7	2	1	×
●/28 ~ ▲/2	5	1	2	○
工事完了日（後片付け期間を除く）				
計	32	8	9	×

土日に替わる現場閉所日は、週単位内で指定する必要がある。

④ 雨天当日に休工を決定した場合の振替閉所扱いについて

●月						
日	月	火	水	木	金	土
対象期間(始)	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2		

対象期間(終)

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日
- : 対象期間の内、天候不良による休工日

週単位	対象日数	休工対象日数	現場閉所実施日数	達成状況
工事開始日（準備期間を除く）				
●/1 ~ ●/6	6	1	1	○
●/7 ~ ●/12	7	2	2	○
●/14 ~ ●/20	7	2	2	×
●/21 ~ ●/27	7	2	2	○
●/28 ~ ▲/2	5	1	1	○
工事完了日（後片付け期間を除く）				
計	32	8	8	×

雨天当日に休工を決定し、その日を振替閉所日にすることはできない。
（ただし、事前協議によるものを除く）

月単位の週休2日の考え方

①●月すべてが対象期間となる場合

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66\cdots\%$$

26.66…%となり、28.5%に満たないが●月全ての土日(8日以上)閉鎖をしたため4週8休以上達成したとみなす

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日

②●月の途中から対象期間が始まる場合

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

$$\frac{4 \text{ 日 (土日日数)}}{16 \text{ 日 (対象日数)}} = 25\%$$

25%となり、28.5%に満たないが、●月全ての土日(4日以上)閉鎖をしたため4週8休以上達成したとみなす

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日

月単位の週休2日の考え方

③対象期間の終始が土日を含まない場合

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

対象期間(終) → (始) ←

- 月の3日で対象期間が終わる場合
- 月の29日から対象期間が始まる場合



休日はないが、暦上の土日がないため、月単位の週休2日を達成した月として扱う

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日

④対象期間の間に対象外の期間がある場合

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

$$\frac{6 \text{ 日 (土日日数)}}{23 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.08\cdots\%$$

26.08...%となり、28.5%に満たないが、●月対象外を除いた土日（8日以上）閉鎖達成しているため4週8休以上達成したとみなす

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日
- : 対象外期間

月単位の週休2日の考え方

⑤ 土日休工を振替した場合

: 対象期間の内、現場稼働日
 : 対象期間の内、休工日

●月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

▲月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(例) ①振り替えた先が同月である場合

●月の現場閉所日となる

②振り替えた先が▲月である場合

▲月の現場閉所日となる
(※●月は未達成)

月末に天候不良等で予定外の現場閉所を行い、翌月に作業日を振り替えた場合は、翌月の休日としてカウントする。

⑤' 完全週休2日(土日)から月単位の週休2日へ移行した場合の休工日の取扱い

●月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

▲月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

: 対象期間の内、現場稼働日

: 対象期間の内、休工日

当初、完全週休2日(土日)で月が入れ替わるタイミングで休工日を設定し実施した場合で、途中で完全週休2日(土日)が達成できず月単位の週休2日へ移行したときは、実施済みの月は、月単位の週休2日を達成したものとする。

⑥ 土日の休日を別の曜日に置き換える場合

●月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

土曜日に作業する必要が生じる場合、事前に監督員と協議し、土曜日以外の曜日に置き換えることが出来る

ただし、当月の土日曜日の合計日数

- : 対象期間の内、現場稼働日
- : 対象期間の内、休工日

(港湾工事) 4週8休の考え方

- ①対象期間内の工事着手日以降最初の土曜日又は月曜日を起算日（※注1）とし、4週間を1期間（※注2）とする。
- ②以降同様の考え方をしたとき、1期間ごとに、各期間内に含まれる土日祝休日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態であることを確認する。※注3（例えば、1期間内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間現場閉所を行っていることを確認する）
- ③対象期間内の工事着手日から、工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日までは評価対象外とする。
- ④工事完了日直前で1期間に満たない期間は評価対象外とする。

※注1：起算日は、土曜日又は月曜日を受注者が選択できるものとする。

※注2：1期間の数え方は、月によらない。

※注3：1期間でも4週8休の達成が確認できなかった場合は、補正分を減額変更する。

< 4週8休の確認方法及び達成例（土曜日起算） >

起算日	土	日	月	火	水	木	金		
●月12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日		評価対象外	
1週間目	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日		1期間目 ①
2週間目	26日	27日	28日	29日	30日	▲月1日	2日	土日祝休日数8日分の現場閉所	
3週間目	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日		
4週間目	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日		
5週間目	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	2期間目 ②	
6週間目	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日		土日祝休日数9日分の現場閉所
7週間目	31日	■月1日	2日	3日	4日	5日	6日		
8週間目	7日	8日	9日(祝)	10日	11日	12日	13日		
9週間目	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	3期間目 ③	
10週間目	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日		対象期間外を除く 土日祝休日数7日分の現場閉所
11週間目	28日	29日	30日	▼月1日	2日	3日	4日		
12週間目	5日	6日	7日(祝)	8日	9日	10日	11日		
13週間目	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	評価対象外	
14週間目	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日		
15週間目	26日	27日	28日	29日	30日	31日	★月1日		
16週間目	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日		

工事完了日

	準備期間（対象期間外）
	後片付け期間（対象期間外）
	作業日
	現場閉所日
	対象期間外（夏季休暇等）
赤文字：土日祝休日	

（港湾工事） 4週8休の考え方

< 4週8休の確認方法及び達成例（月曜日起算） >

起算日	月	火	水	木	金	土	日	評価対象外
●月12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日		③ 評価対象外
1週間目	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
2週間目	26日	27日	28日	29日	30日	▲月1日	2日	
3週間目	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	① 1期間目
4週間目	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	② 2期間目
5週間目	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	
6週間目	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	② 2期間目
7週間目	31日	■月1日	2日	3日	4日	5日	6日	
8週間目	7日	8日	9日（祝）	10日	11日	12日	13日	③ 3期間目
9週間目	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	
10週間目	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	
11週間目	28日	29日	30日	▼月1日	2日	3日	4日	③ 3期間目
12週間目	5日	6日	7日（祝）	8日	9日	10日	11日	
13週間目	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	④ 評価対象外
14週間目	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
15週間目	26日	27日	28日	29日	30日	31日	★月1日	
16週間目	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	

③
評価対象外

①
1期間目
土日祝休日数8日分の現場閉所

②
2期間目
土日祝休日数9日分の現場閉所

③
3期間目
対象期間外を除く土日祝休日数7日分の現場閉所

④
評価対象外

	準備期間（対象期間外）
	後片付け期間（対象期間外）
	作業日
	現場閉所日
	対象期間外（夏季休暇等）

赤字： 土日祝休日

< 評価対象とならない例 >

工事着手日から工事完了日まで4週間ある場合でも、月曜日又は土曜日から起算すると4週間に満たない場合は、評価対象とならない。

起算日	月	火	水	木	金	土	日	評価対象外
●月12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日		③ 評価対象外
1週間目	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
2週間目	26日	27日	28日	29日	30日	▲月1日	2日	
3週間目	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	1期間目
4週間目	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	

	準備期間（対象期間外）
	後片付け期間（対象期間外）
	作業日
	現場閉所日
	対象期間外（夏季休暇等）

赤字： 土日祝休日

週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の取扱い（Q&A）

Q 1 対象工事について「緊急性の高い応急対策工事等」とは具体的にどのような工事が該当するのか。

A 1 「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき出動を要請した災害復旧工事（応急仮工事、応急本工事等）が該当します。

Q 2 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A 2 工期に関する制約が厳しい工事が該当します。
例：関係者協議により供用開始時期が前倒しされた工事
施工時期が限定されている工事 等

Q 3 対象外としている「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A 3 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現場作業日数が1週間程度となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。※
このとき、契約時の実工程が1週間を超えたとしても、原則、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。
なお、現場条件の変更等により生じた受注者の責めに帰すことができないものについては、受発注者間協議により週休2日の対象とすることができる。

※港湾工事においては、実日数が4週間と見込まれる工事を対象外とする。

Q 4 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。

A 4 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。

Q 5 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。

A 5 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、現契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。

【基本的な対応方法】

- 1) 適切な期間を確保するため、工期を延長する。
- 2) 契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。（対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。）

週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の取扱い（Q&A）

Q 6 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようなになるか。

A 6 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。**なお、休日作業届等の手続は受発注者間で事前に済ませてください。**

また、月単位の週休2日において、月末に天候不良による予定外の現場閉所が発生し、翌月に振替作業をした場合は、翌月は計画どおりに休日が確保できたとして判断してください。なお、振替作業日は1週間以内を目安としますが、難しい場合は受発注者協議により設定してください。

Q 7 その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどのようなになるか。

A 7 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱いません。

Q 8 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A 8 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。

Q 9 工事の一部一時中止の場合は対象期間に含まれるか。

A 9 工事の一部一時中止の場合、中止していない箇所（現場作業している箇所）があることから対象期間に含みます。

Q 10 工期延長した場合、週休2日の対象期間の考え方はどうなるのか。

A 10 工期延長の場合も受発注者間の協議で決定した週休2日制の形式で取組を実施してください。

ただし、週休2日を確保することを理由とした工期延長は、認められません。

Q 11 通期の週休2日となった場合、週休2日の対象期間の考え方はどうなるのか。

A 11 月単位の週休2日から通期の週休2日に変更した場合、工期全体を通して4週8休以上（現場閉所率**28.5%**以上）となるよう現場閉所計画を見直してください。

また、補正率も変更となるため、注意してください。

※港湾工事、林業工事に限る。

Q 12 対象外期間の前後日を休工する場合の取扱いは。

A 12 対象外期間（準備期間を除く。）の前日又は翌日を現場閉所した場合も、現場閉所として取り扱います。なお、準備期間の翌日が予定外の作業不能日となった場合は、現場閉所として取り扱って差し支えありません。